

家屋の税金について

《固定資産税・都市計画税》

家屋（事務所、店舗、工場、倉庫など）の新築、増築をされますと、その翌年度から、固定資産税と都市計画税を納めていただくことになります。

納付の時期は？

年4回（4月・7月・12月・翌年2月）に分けて納付をお願いします。

税額はどのようにして計算しますか？

今回の調査をもとにして、国が定めた固定資産評価基準に基づいて価格（評価額）を決定し、これに税率を乗じて税額を算出します。

家屋の評価方法など、詳しくは次のページでご説明いたします。

毎年1月1日現在の状況で、所有者などを判断して納税をお願いしています。
今後、家屋の増築、改築、用途変更もしくは取り壊しをされた場合または所有者に変更があった場合には、市税事務所までご連絡ください。

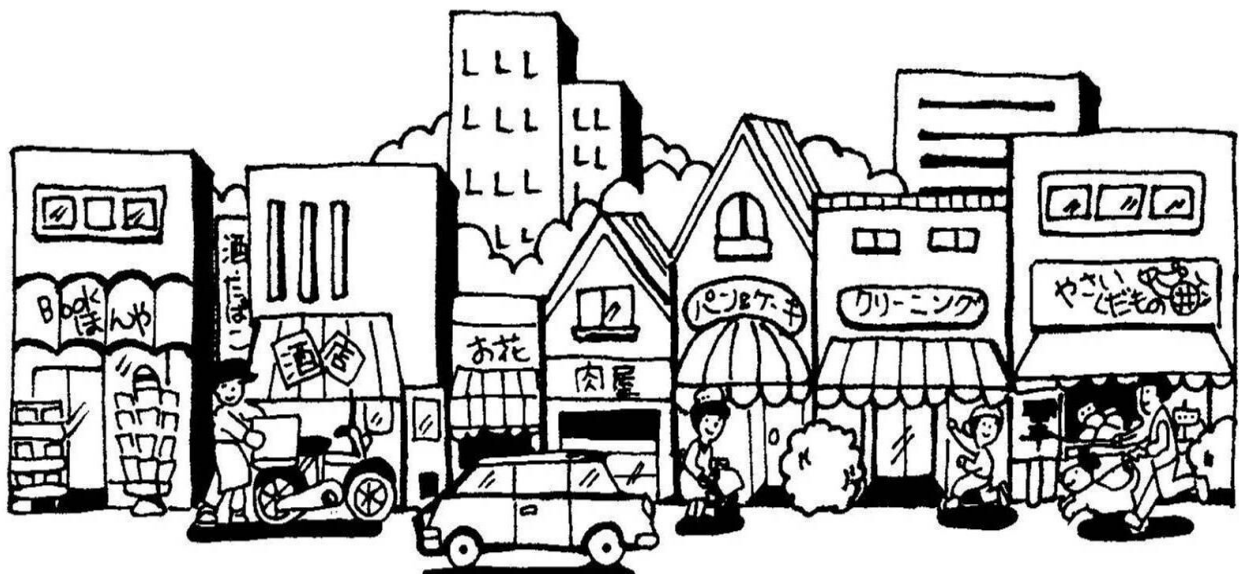
お問い合わせ等は、お気軽に下記へどうぞ。

市税事務所 固定資産税課

TEL

—

（ダイヤルイン） 家屋担当

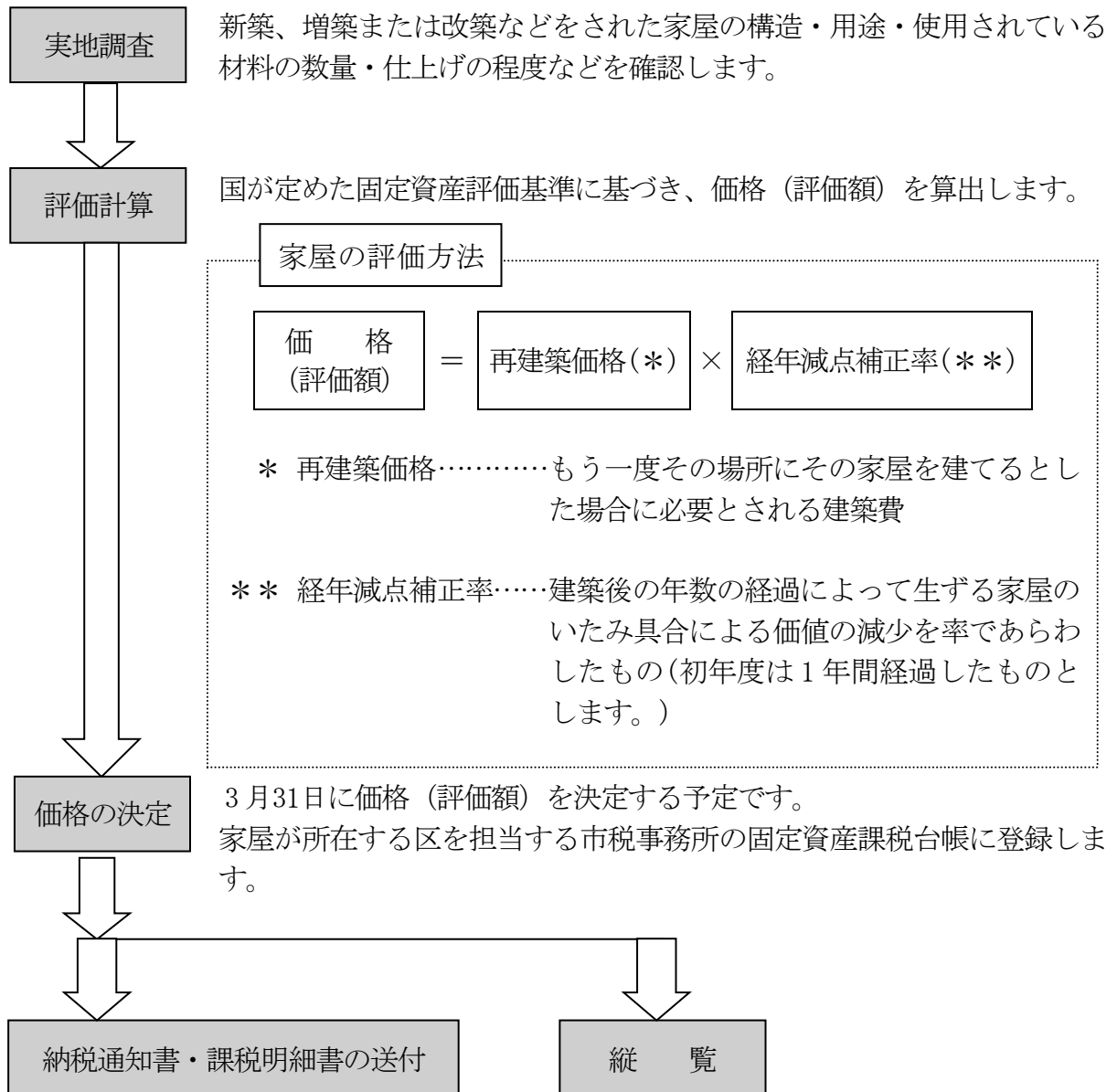


固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在で土地や家屋を所有している方に納めていただく税金です。

- * 税 額
- 固定資産税＝課税標準額（価格）× 1.4％
都市計画税＝課税標準額（価格）× 0.3％
（市街化調整区域内の土地や家屋には、都市計画税は課税されません。）

- * 固定資産税・都市計画税（家屋）の決まるまで



納期は、4月・7月・12月および翌年の2月になります。

また、価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日後3か月以内に固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。

4月1日から4月30日（土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日）までの間、市税事務所で、縦覧帳簿をご覧ください（詳しい日程は「広報なごや」等でお知らせします。）。

その際、納税通知書、課税明細書または本人確認のできるもの（運転免許証等）をお持ちください。

不動産取得税（県税）

不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる税金です。
詳しくは、県税事務所へお問い合わせください。

＊ 税 額 価格 × 4%

価格とは…固定資産評価基準により評価した新築（増築・改築）時の価格です。

＊ 申 告 原則として取得した日から60日以内に「不動産取得税申告書」を土地・家屋の所在地を管轄する県税事務所へ提出してください。

登録免許税（国税）

不動産の登記などをするときにかかる税金です。
詳しくは、法務局へお問い合わせください。

＊ 税 額 ① 所有権保存登記 価額 × 0.4% ② 抵当権設定登記 債権金額 × 0.4%

価額とは…市税事務所の固定資産課税台帳に登録された価格、登録されていない場合は登記官が決定した価額です。

固定資産税（償却資産）

毎年1月1日現在で償却資産を所有している方にかかる税金です。
償却資産とは、事業を営むために所有している構築物、機械および装置、工具・器具および備品などをいいます。

＊ 申 告 償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の状況を申告する必要があります。「償却資産申告書」を作成し、1月31日（土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日）までに、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へ提出してください。

《申告対象となる償却資産の例》

受変電設備、駐車場舗装（砂利敷きを含む）、広告看板、門、塀、事務机、椅子など

《テナントの方が施工した内装等》

テナントの方が自らの事業を営むために施工した、家屋と構造上一体となっている資産（例：外壁・内壁・天井・床の各仕上げ、建具および電気・ガス・給排水・衛生などの各設備）については、オーナーの家屋評価から分離し、償却資産としてテナントの方に課税します（償却資産の申告はテナントの方が行います。）。

事業所税（市税）

納税義務者は、市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など（以下「事業所等」といいます。）を設けて事業を行っている方です。事業所用家屋の新增築等により市内の各事業所等（賃借分を含みます。）の床面積の合計が1,000㎡を超えたときは、資産割が課税となります。

※事業を行う方に家屋を貸し付けている方は、「事業所用家屋の貸付け申告書」を提出してください。

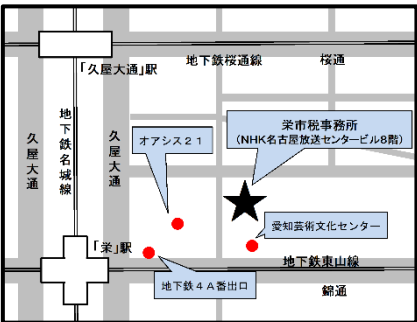
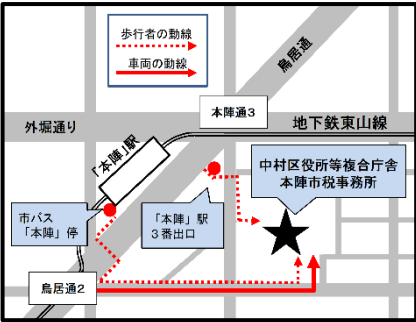
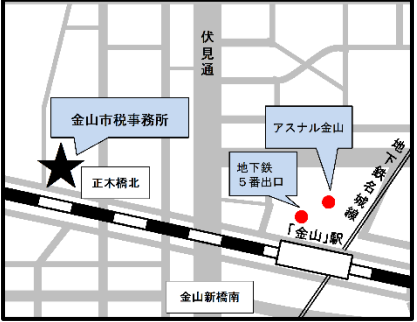
	資 産 割	従 業 者 割
免税点	市内の事業所床面積の合計が1,000㎡以下 ※ 法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日現在で判定します。	市内の従業者数の合計が100人以下
課税標準と税率	市内の事業所床面積(㎡) × 600円(税率)	市内の従業者給与総額(円) × 0.25%(税率)
申告納付期限	「事業所税申告書」を以下の期限までに、栄市税事務所法人課税課事業所税担当へ提出してください。 法人の場合：事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合：翌年の3月15日	

※ 市内の事業所床面積の合計が800㎡以上1,000㎡以下または市内の従業者数の合計が80人以上100人以下の方は、課税になりませんが申告書のみ提出していただきます。

関係官公署電話番号等

名古屋市 (固定資産税・都市計画税)

* 名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

栄市税事務所 ＜担当区域＞ 千種・東・北・中・守山・名東区	本陣市税事務所 ＜担当区域＞ 西・中村・中川・港区	金山市税事務所 ＜担当区域＞ 昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白区
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) ＜電話番号(直通)＞ ○ 家屋に関すること… 959-3308 ○ 償却資産に関すること… 959-3309 ○ 土地に関すること… 959-3307 ○ 事業所税に関すること(市内全区) … 959-3306	〒453-8626 中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) ＜電話番号(直通)＞ ○ 家屋に関すること… 433-4027 ○ 償却資産に関すること… 433-4028 ○ 土地に関すること… 433-4026	〒460-8626 中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) ＜電話番号(直通)＞ ○ 家屋に関すること… 324-9808 ○ 償却資産に関すること… 324-9809 ○ 土地に関すること… 324-9807
 地下鉄栄駅4A番出口から400メートル	 地下鉄本陣駅3番出口から100メートル	 地下鉄金山駅5番出口から500メートル
開庁時間 月曜日から金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 午前8時45分から午後5時15分まで		

* 納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

愛知県(不動産取得税)

名 称	電 話 番 号	担 当 区 域
名古屋東部県税事務所	953-7860(直)	千種・東・中・名東区
名古屋北部県税事務所	531-6306(直)	北・西・守山区
名古屋西部県税事務所	362-3216(直)	中村・中川・港区
名古屋南部県税事務所	682-8925(直)	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白区

国(法務局)(土地・家屋の登記に関する登録免許税)

名 称	電 話 番 号	担 当 区 域
名古屋法務局	952-8111(代)	千種・東・北・西・中村・中・昭和区
熱田出張所	671-5221(代)	瑞穂・熱田・中川・港・南・緑区
名東出張所	703-2322(代)	守山・名東・天白区

国(税務署)(所得税・相続税・贈与税)

名 称	電 話 番 号	担 当 区 域
名古屋国税局	951-3511(代)	
千種税務署	721-4181(代)	千種・名東区
名古屋東税務署	931-2511(代)	東区
名古屋北税務署	911-2471(代)	北・守山区
名古屋西税務署	521-8251(代)	西区
名古屋中村税務署	451-1441(代)	中村区
名古屋中税務署	962-3131(代)	中区
昭和税務署	881-8171(代)	昭和・瑞穂・天白区
熱田税務署	881-1541(代)	熱田・南・緑区
中川税務署	321-1511(代)	中川・港区

電話での国税に関する一般的なご相談は、名古屋国税局「電話相談センター」(ナビダイヤル0570-00-5901)にお掛けください。

【利用時間】月～金曜日 8時30分～17時

注) 1 祝日・年末年始12/29～1/3を除きます。

2 税務署代表電話の音声案内に従い、「1」を選択していただいてもつながります。

※ 国税に関する質問は、国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」でもお答えしていますので是非ご利用ください。

※ 管轄区域は、名古屋市内についてのみ記載してあります。